との 較的豊かな部類に属するであろう。 (年利息 で小作料として納め、 経営は水田 一円七六銭)。 |五反から三○俵(一二石)を収穫している。 負債はない。 八俵を販売すると、残り一一俵 横浜 都市近郊に位置しない一般自作・自小作農では、現金収入はこの経営を下回ると思われる。 く菖蒲 野菜・卵などを販売し、 反収二石四斗は当時の県下では高い水準である。 (四石四斗) しか残らない。 また市内から下肥を得ることができる近郊農家で、 したがって、八人家族では、これだけの しかし、うち、 比

米を作りながら、 ることは必然であった。 経営は維持できず、 蓄金からの利子収入を除けば、 不祝儀のときに限られたであろう。こうした切り詰めた生活をしながら、 そのほとんどは自給であった。衣服も、 右程度の 麦・粟との雑食をしなければならなかった。 横浜等への出稼ぎ・機織りや卵・鶏・沢庵・菖蒲 この経営の長所・欠点として、 「利益」を得ることができた。 四円六七銭、 すなわち、 多くは自家で糸を買い機を織って自給している。 年間の煙草代ほどの額でしかなかった。 したがって、不作・家族の病気等の事故があれば、 副食・嗜好品は、 ・藁細工品などの販売という副業 一年の利益として手許に残る現金は六円四三銭、 酒・煙草・砂糖・ 魚・肉類の購入は、 しかも、 菓子等の購入が (余業) をすることに 農業のみによっては たちまち赤字に陥 祭り・祝儀 ほとん 貯

利あり。 長所―横浜に近き故、 てしまふには困る。 欠点―交際費生計費の増加すること多大なり、 野菜などを売り又肥料など買ふに便なり、 作物に病気と虫害とを生ずるの損多し、 田の用水十分にて水旱の患なし、 酒煙草砂糖の高価なるは閉口、 農閑には日傭稼ぎをなせば日当を得るの 瓜が早く上

良いが……」と述べている。商品経済の浸透が、この経営の将来に不安を与えている。しかし、横浜近郊であることが現金収 さへ高くなれば他のものどうでも宜し。 点があげられ、 また、 経営主は希望として、 毎年懸りは殖る、 「作物の病気と虫とを退治する工夫をなしたきものなり。 売る物は減るので困る、 早く子供が育って一パ シャ ルやうになれば 野菜物の 直 段 このように、

「一村の繁栄及其発達を図らむが為めに将来に於て採るべき方針」=村是を定めるための調査書で、

現金収入拡大の方途を探すことは、 入に有利な条件ともなっていた。 しかし、県下一般の自作・自小作農家では、「毎年懸りは殖る」一方という状態に対応して、 との経営よりも、 さらに困難であったろう。このようにみてくると、 0

い手と目されていた自作・自小作農にあっても、 明治後期における県下農家経済の態様は、 農業に専念するだけでは経営を維持できなかったことがわかる。 農民の生活が、 維新後三〇余年の間に大きく変わ った

民

以上にみた、

ことを物語っている。

一九〇二 (明治三十五)年「都筑郡中川村村是調査書」は、

家の経済が、

今では一村

郡

昔は学問勝手だったが今は就学の義務がある。 豆の農作物のみ、今はその他に繭・藁細工・粗朶・車挽き・奉公稼ぎがある。 抵は自給で、 に加入する。昔の手習は草紙に椎の実(注―太書き用の筆)、今は白紙に鉛筆。 傘を持つ。昔は太子講・稲荷講・地神講が休日、今は紀元節・天長節・新暦の一月一日も休む。昔は赤十字・婦人会もなく、今は各種団体 [の経済に密接に関係するようになったと述べ、村民の生活の旧幕・維新期ころとの変化を次のように要約している。 昔は羽織袴は不要だったが今は時々入用となる。昔は草鞋懸けで半天・手拭を冠り握飯を持ち、今は下駄で羽織を着、 不足は物品で交換し、今は大半買物で賄い、 昔は畳・天井は贅沢とされたが今はこれが無くては人並でない。 勘定はすべて金銭。昔の賄いは甚だ安く、今は入費が嵩む。収入は、 昔の百姓は腕で作物を作り、 今の百姓は肥しで作る。 昔は衣服を買わず今は手織 帽子・洋 昔は大

は三日。 者が年々伊勢参りに出掛けたが、 以上は農家経営の発展といってよいであろう。 着を拵えたが、今は夏物一枚すら新調がむつかしい。昔は、盆・正月に三〇日休んだが今は半月も休まない。 今は農家に楽しみが少ない……。 昔は晩酌に手作りの濁酒を飲んだが今は買って甜める程度で、 今は五年に一度位。昔は社寺も寄進で立派に拵えたが今は各自の住居さえ行き届かない。 しかし、それによって生活にゆとりができたわけでもないのであった。 休日・祝日が減り、 酒・煙草も仲々のめない。 昔の祭は四、 すなわち、 昔は百姓に心配な 五日行ったが今 昔は村の

かえって昔

れている。

者の益々好望なるを信じて、其楽境に近くものなるを思ひ、以て現在の苦を忍び、過去の難を忘れ、唯だ一心不乱に去年より も今年の方が……今年は悪るくとも来年こそ……と一縷の望みを明日に残して其日其日を送らんとする而已」という語で結ば が懐しまれている。そして、その第五編経済の部は、 「今の苦しみは明の楽しみを期し、(そこ) 朝の楽しみに夕の苦しみを忘れ、

注

(1) 三十日に都筑郡中川村、同じく九月一日-翌一九〇三年五月一日に足柄上郡金田村、また一九〇二年十一月二十一日-一九〇四年五月 む諸調査を行った。 ぼう大なもので、当該郡の郡農会長を掛長、 六日に高座郡綾瀬村で実施された。内容は、 で実施された。 村是調査は、 同村を最初に選んだのは、 神奈川県農会の町村是調査規程にもとづき、まず一九〇二(明治三十五)年一月十三日-五月二日にかけて中郡豊田村 前述した県農会副会長福井準造の居村だったからと思われる。ついで、同年九月一日―十月 同村農会長を主任とする村是調査委員会を作り、数名の調査員を任命して、 緒論・所在・戸口・土地・生業・風俗・損益・資産・参考・結論・村是の一一編にわたる 各戸調査を含

(2) とし、「米は一人一日二合即ち年分七斗三升あれば足るとなせり」(「村是調査書」)とされている。 とれは、 当時県下農家一般にいえることであった。 水田地帯である足柄上郡金田村のばあいも、 本文の農家も、この程度の混食であ 一般に「米麦各四分粟二分」を常食

ったろう。

第三節 農業団体の結成と農事改良政策の展開

農会と農事試験場

農家を組織した任意団体で、 農神 受会の成立 奈川 県 事ノ経験知識ヲ交換シ専ラ該業ノ改良進歩ヲ図ルヲ以テ目的ト」(都筑郡農会規則) 明治二〇年代に入ると、 講話会・農談会・農産物品評会・新品種作物等の試作・雑誌発行などを会の事業とした。 勧農に熱心な豪農有志によって県下各地に郡農会が結成された。これらは、 して、 ほぼ一 郡 の範囲 「汎ク農 C 篤

六月には、 順達されていることから、 会員一八一人、特別会員二九人からなる都筑郡農会が発足した。との会の会員募集は、 同会規則を定め会員募集を開始した。この会はやがて都筑郡農会と改称され、 成した。これとほぼ時を同じくして(一八八七年十二月)、都筑郡では、下川井村桜井光興ら有志が、 まず、一八八七 橘樹郡農会規程が出来、 (明治二十)年、 これが県の指導によって行われたことがわかる (『資料編』17近代・現代の 昊)。ついで、一八八九年 大住郡上糟屋村の山口書輔は、 橘樹郡農会が結成された。 大住・淘綾両郡の篤農・豪農を対象として神奈川県農会を結 規則も改定され、翌一八八八年初めには、 戸長役場によって、特定の「有志」に 都筑郡農業会結成を決め、 通 常

小 小冊子ではあるが 麦品評会 神奈川県農会は、 (神奈川県農会時代から数えて三回目)を開催し、 「湘南農会報告」を発行し(第一回二十四年四月、 その後、 一八九一 (明治二十四) 年に改組を行い、 褒賞授与式には、 第二、 湘南農会と改称し、 第三回同年七月)、 県知事内海忠勝・大住・淘綾郡長曽根盛鎮も臨席 また、 山口書輔が会長となった。 同年七月には、 繭 同会は、 生糸・大

開始した(郡

制成立にともない郡農事試験場となる)。

らに、

山

書輔は、

すでに以前から小規模ながら個人で試作場を持ち、

品種比較試験・肥料試験等を続けてい

した。 農具改良法 な お、 ノ如キ、 との時 の祝辞の中で郡長は、 講究施設ヲ要スヘキモ ノ鮮カラス、 「本会ノ事業豊啻品評会ノミナラン、 之ヲ要スルニ本会ノ前途ハ甚タ有望ニシテ」 云々と述べている。 農事試験場設置 ノ如キ、 農業組合法 ノ如キ 8

受け、 村が、 都 筑 都 和農会の活動は、 田 村川和 年、 (都筑郡農会の事務所所在地) に清兵衛農事試験場を設け、 田 奈村思田 さらに活発であった(『資料編』 の土志田清兵衛から勧業資本金として、一八八九年七〇〇円、 17近代・現代(7四一六ページ以下)。 麦・稲・ 大豆・粟等の種類試験 また、 一八九〇年一〇〇〇円 都筑郡では、 肥料試験その 都田村外 の 寄 他 か を

0 発な郡にも郡農会が形式的に作りあげられ、 久良岐・橘樹郡は、 員会員名簿等ハ遅クモ来ル八月末日迄ニ県庁ニ差出ス」ことを申し合わせている。 ラテハ其決議 農会設立が急ぎ行われた。 の実行として県の側から提起されたものである。 全県的な組織、 橘樹· 大幅な改正がなされた。こうして新定または改正された各郡農会規則は、 県・ ノ完成ヲ期シ難キ義ニ有之候ニ付テハ 足柄下郡では 神奈川県農会の設立が企てられた。 郡 の奨励下で豪農有志による勧農活動が拡大するなかで、 「但町村農会ノ設ケ整頓スル迄ハ会員組織トス」(橘樹)等として過渡的に会員組織をとるとし、 一八九五年七月、 「本会ハ町村農会員ヲ以テ組織ス」とされ、 一方、 県農会創立委員会(委員長 そして、 既成の郡農会の農会規則も、 これは、 郡農会ノ設立ハ実ニ目下ノ急務」として、 この県農会設立のために、まだ郡農会の結成をみていない 一八九四年十二月東京で開かれた全国農事大会で決議された方針 県内務部長荒川義太郎) 町村農会の設立がすでに前提されている。 一八九五 県農会創立委員会が立案した郡農会会則案に こうして、短期間のうちに、勧農活動 必ずしも (明治二十八) 年、 は 一様ではない。 「郡農会ヲ設立シ其規則 「県農会ハ郡農会成立ノ上ナ 右郡農会を基 会員の資格も、 郡 同様に高 ただし、 礎 での、郡 0 並 K 不 した 役 活

日

発会式が農商務大臣榎本武揚を迎えて華かに挙行された。

上のうち、久良岐・橘樹・足柄下・高座郡は、 有志者ヲ以テ組織ス」るとし、 ている(発足当初の規則では、 れら郡では、 か年五〇銭、 都筑郡 大住・淘綾と足柄上郡は、 は 町村農会―郡農会―県農会という系統組織を作ることが意図されていた。 、村農会員及農事篤志者ヲ以テ組織ス」と定めている。これに対して、 津久井郡では一か年三○銭とし、 「本会ノ経費ハ会員ノ会費及都筑郡都田村外十一ケ村組合補助金ヲ以テ支弁ス」とし、 特別会員が年六〇銭、 都筑郡は、 両者の中間で、 会員資格にふれず 会の経費も、「各町村農会ニ於テ負担スル」ことを原則としており、少なくもこ 通常会員が二銭であった)。 三浦・足柄上・愛甲郡は、「本会ノ経費ハ会員ノ負担トス」ると定めている。 「本会ハ町村農事有志者ヲ以テ組織ス」(大住・淘綾)等と定めている。 「会員タラント欲スル者ハ最寄幹事ニ申込ヘシ」としているにす 鎌倉・三浦・愛甲・津久井郡は、 これに対し、 鎌倉郡では会員の会費を 会費は年一〇銭と定め

るなど、 しろこうした大日本農会とあい通ずるものがあった に、早くから、 淳らによる系統農会組織化の意図が明瞭にあらわれている。 て実現しているといえる。 以上の各郡農会規則整備のなかに、一八九四 活動が頓挫していた)。 依然として従来の有志者の結合という性格を色濃く残していた。 篤志者による研究連絡機関という性格を強くするのであるが、 最も活発に活動していた都筑郡農会では、 このような不統一を内部に孕 横井と対立した前田ら全国農事会派の意図は、 (明治二十七)年十一月全国農事大会で打ち出された前田正名・ (なお、 改正規則においても、 み 大住・淘綾郡の湘南農会は、 しかし、 な が 5 これはまだ全体を支配するにはい 神奈川県農会は一八九五(明治二十八)年十一月二十九 都筑郡農会・湘南農会などのこれまでの活動は、 前田らが分離した後の大日本農会は、 活動が不活発な郡に急ぎ作られた農会の規則に 会長・幹事は会員の互選によることを明記 その指導的人物山口書輔が、 たっ 7 玉利喜造 4) な とく む

表 3-48 1896 (明治29) 年現在神奈川県農 会役員と会員数 (郡農会員)

長 会 副 会 長 事 幹

評

事業を拡張するため地方を巡回

する

一臨時巡回

|委員|

を置くとされた。

発足当

初

の役員は表三

刀

八のごとくで、

県農会長は

農芸委員」、会の

知事、

郡

農会長

は郡長が就任

新たに系統的

K

組織化された県・郡農会が、

半官的

機

関

10

ほ

か 1

ならないことを示している。

は富裕な豪農

地主に限定されることになろう。

役員の外、会長の選定によって、学術または実業に熟練した

百

選

評議員会が会長・副会長・幹事を選挙する。

これら役員は

4) ず

n

も名誉役とされた。

したが

7 5

て役員は、自 た。所属

から官吏また

で会長が承認した者)

についてのみ規定されているの

で、

般

0

郡

農

会員は会費を支払う必要がなか

郡農会員以外の会員

(農事篤志者で会員二名以上の

郡農会は評

議

員

を 介 お

よび会員の会費を以て支弁するとされた。

ただし会員の会費徴収義務は、

神

奈

Ш

県農会は、

そ

0 農

会規

萴

K

よれ

ば

郡

農

会員

(および市

の農事有志者)

をも

2

7

組織

3

れ

会

0

終

費

は、

郡

農 会負

担 紹

議 員

中 野 健 明(県知事) 荒 JII 義太郎 浅野長道, 宮田寅治, 大島正義 飯田助太夫, 瀬戸高明 大 谷 幸兵衛(横 浜 市) 渡 辺 庄次郎(") 島 亀代司 (久良岐郡) 永 平) 戸 (" 波 惇太郎 (橘 樹 郡) 稲 助太夫) 田 " 飯 並 木 友之取 (都 筑 郡) 原 良) 栗 叔(" 伊 東 春 義 (三 郡) 浦 石渡作左衛門 () 11 石 井 鎌之助 (鎌 倉 郡) 斉 藤 不二三 (") 小 JII 茂 作 (高 座 郡) 能沢八 重次郎() 勝(大住・淘綾郡) 宮 貞 俣 道之助) 猪 (大 島 敬 義 (足柄上郡) 万之助(下 Ш) 平 (足柄下郡) 小 沢 衝 長谷川 勝五郎 () 文次郎(愛 郡) 甲 橘 JII) 中 村 得 治 (崎 嘉 重 (津久井郡) 宮

宮 城 覚太郎() 郡農会長 (いずれも郡長) 郡農会員数(人) Ξ 292 久良岐郡 箕 輪 郎 豊 尾 材 195 都 筑 郡 松 橘 樹 郡 安 達 安 民 242 800 \equiv 浦 郡 小 JII 茂 周 郡 白 根 鼎 Ξ 269 鎌 倉 郡 保 存 355 高 座 江 森 大住 5,089 盛 鎮 大住・淘綾郡 曾 根 淘綾 133 足柄上郡 中 村 舜次郎 866 中 信 402 足柄下郡 Ш 明 225 津久井郡 宇 高 正 郎 野 + 郎 628 愛 甲 郡 吉 計 9,496

注

『神奈川県農会報』第1号による

表 3-49	神奈川県農会の歳ん	中・今曹	• 補助金比率	(1901-08年)
X 3 - 49	神紀川県 ラデリ 成力	(中。 子草	· 相 m 至 L 卷	(1901—00年)

		1901年度	1902年度	1903年度	1904年度
収入	合 計	円 % 5,054(100.0)	円 % 6,620(100.0)	円 % 7,163(100.0)	円 % 8, 295(100. 0)
会	費	1,746(34.5)	2,000(30.2)	2,000(27.9)	2,000(24.1)
うち	国庫補助金	2,387(47.2)	2,408(36.4)	2,495(34.8)	2,364(28.5)
	県費補助金	690(13.7)	2,000(30.2)	2,408(33.6)	3,000(36.2)
	補助金計	3,077(60.9)	4,408(66.6)	4,903(68.4)	5,364(64.7)
	ana figari - Mithadaling akin-sala aribi - Zinasanin dan sala - Lisasanin dan sala - Lisasani	1905年度	1906年度	1907年度	1908年度
収入	合 計	円 % 8,340(100.0)		円 % 12,900(100.0)	円 % 10, 422(100. 0)
会	費	2,700(32.4)	2,700(29.3)	3,000(23.3)	3,600(34.5)
うち	国庫補助金	1,649(19.8)	1,991(21.6)	4,000(31.0)	3,101(29.8)
	県費補助金	3,000(35.9)	3,000(32.5)	5,000(38.8)	3,000(28.8)
		1			6, 101(58.5)

注 『神奈川県統計書』より作成

て 県 収等についても、 えるにいたった。一八九九(明治三十二)年農会法の成立は、 農会は県・ 上は極めて整備されているが、 ヲ以テ郡農会員ト」する内容への全面改定が行われた。 れた都筑郡でも、 農会活動のなかった郡では、 「本会ノ経費ハ其ノ年度ノ歳入ヲ以テ支弁スヘシ」等とあるの みで あ 費補助金の比重は 層促進させた。 の調製・経 以後県農会は、発足当初にみられた内部の不備・不統一を急速に払拭 時五五絜前後に低下したが、 急速に村農会が作られていった。また、篤農の自主的な活動がみら しかし、 県勧農政策の農民 郡からの補助金交付のために必要不可欠なものであった。 町 この全面改定が行った、文書による事務処理・歳入出予算 ・費精算書の作成等々処務・会計についての諸規定の整備は、 ・村に系統化し、 6) 一八九七(明治三十)年一月、 「会費ノ分賦及収入ハ本会ノ決議ニ従ヒ之ヲ徴収ス」、 ま、一九〇一年以降における県農会の歳入中、国庫 (表三-四九)、 への伝達機関としての性格を強めていった。 県・郡からの補助金支出と指 行政執行機関としての形式性を急速に整 内容的には空疎なものとなり、 他の年は六〇絜以上の高さを常に保 日露戦争期に国庫補助の減少によ 郡農会規則の 新規則は、 導 この動きを 「村農会員 とに こうして 会費の徴 形式

全に

て ここから明らかなように、 県農会の活動は、 補助金によって支えられ、 篤農有志の会費による

運営という

自主性 はに完

町歩、 神奈川 農夫室二四坪) 農事試 記兼技師村山才次郎の二人というきわめて小規模な構成であった(外に農夫・小使若干名を雇用)。 七(明治三十)年を初めとする されたが、 村立農事試作場設置が提案されている(「未タ創始ニ属スルヲ以テ暫時延期」に決定)ところから推すと、 それぞれ試験場・試作地を置くことが考えられていたと思われる。 とからもうかがえる。 事試験掛の雇用というものであった。 立を県下有志者と協議した際にも、 ത 事 畑 験場設置 「県農事試験場の設置(七月一日から開業)は、 設 試 本格的な活動 敷地 置 17近代・現代(7) の 建築・ が可 農 前述県農会規則が、 町四反七畝、 事 決され、 試 圃場整備が始められ、 験場の設置は、 八九五 は、 晋)。 「神奈川県農事試験場事務取扱規程」 それにもとづき一八九六年五月から橘樹郡保土ケ谷町岡野欣之助が寄付した岡野新田所在水田 (山田宗孝・今村新・神戸正 計二町四反七畝の地を用地として、 (明治二十八) 年一月、 この協議で県が示した構想は、 同会が施行すべき事項一一項目を列挙した冒頭に、 農事試験場設置は、 神奈川県農会結成の なお、 七月一日に開業した。 一八九六年、 右の構想の具体化にほかならない。 県関係者が、 『神奈川県農業試験場史』)。場長は技師矢崎亥八、外に技手下山 際、 「県農会ヲ開設スルニ方リ」議定すべき要項の一つに入れられ 津久井郡青根村で村農会が創立された際、 県農会―農事試験場· 同会のなすべき事業の主要なものと考えられてい (明治三十年一月十八日庁訓第四七号) 建物 こうして、 一八九六 八九四年十二月全国農事大会決議の方針に従い、 (本屋三一坪余、 (明治二十九)年六月三十日県告示第九七号による 一八九六年にとにかくも夏作物播 農事専門技師の招聘、 これより先、一八九五年の県会で、県立 農具室・収納舎三〇坪、 「農事試験場ヲ設クル事」 県 が定められ 村農長 郡 郡農 肥料舎・家畜舎 町 (村長) 種 村の段階 を掲げ 恪三、 翌 そ 田 から、 県農会 植 れ か 書 九 な

表 3 - 50 明治30年 (1897) 代における郡立農事試験場一覧

いる。

こうして、

前述した県農会設立の際の構想は、

座間

大沢 松林·

相原の 茅ケ崎・

一二か村農会に試作地

が設けられて

曲りなりに

も実現をみた。

ah KA 18 6	~ *	a. 4 / b . 1 \ C . P	圃 場 面 積		
試 験 場 名	所 在	設立(廃止)年月	田 畑	計	
久良岐郡農事試験場	日下村笹下	1901. 9(1907)	反 反 1.108 1.7	反 13 2.82	
橘樹郡 "	御幸村下平間	1900. 8(1909)	4.802 2.6	09 7.41	
都筑郡 "	都田村川和	1891. 10(1909)	1.405 1.6	17 3.02	
三浦郡 "	豊島町公郷	1900. 4(1907)	1.319 2.0	00 3.31	
鎌倉郡 "	戸塚町戸塚	1900 (1907)	1.101 1.5	28 2.62	
高座郡 "	御所見村用田	1900 (1907)	1.000 1.0	00 2.00	
同 分 場	溝村上溝	1900 (1906)	0.517 1.2	12 1.72	
同 分 場	藤沢町大坂町	1902. 4(?)		8. 20	
中 郡農事試験場	金目村片岡	1900. 4(1907)	2. 222 1. 9	27 4. 21	
足柄上郡 "	松田村松田惣領	1900. 4(1907)	2.704 1.0	20 3.72	
足柄下郡 "	蘆子村中島	1900. 5(1907)	1. 222 1. 1	00 2.32	
愛甲郡 "	妻田村	1900. 4(1907)	1.609 1.3	24 3.00	
津久井郡 "	中野村川和	1900. 6(1907)	- 3.2	11 3.21	

度には、

明治 田 名・

鶴嶺・

寒川・小出・有馬・

海老名

『神奈川県統計書』その他より作成 注

された。こうして職員は場長・技師三名 K 年三月県令第三九号で改正) 二号「神奈川県立試験場規則」 なるとともに、 その後、 県農事試験場は、 職員 (場長・技師・技手・書記) が制定さ (明治四十三年二月県令第七号、 九〇七 れ (明治四十) 試 (種芸・化学・園芸)、 験場の 管 の 年六月県令第六 分掌が明 掌事項が 大正二 詳 確 化

その せ、 事 場処務規程」が定められ、 験場よりも古い歴史をもつ、 郡 試験場としたが、 試 ついで一九〇〇(明治三十三)年二月、県令第一五号「郡農事試験 命では、 面積もほとんどが二、 (験場が開設された (表三-五○)。 郡農事試験場長の監督下で種々の試験を行った。一九〇一年 このほか町 ほかは、 村農会に補助金を交付して試作場を設置 これにもとづいて各郡で一斉に郡 三反程度にすぎなかった。 前述清兵衛農事試験場を改称し郡 九○○年に急拠設定したもので、 都筑郡だけは、 しかし、 県立農事 立.

試

高

六名 盆 高 容で業務を開始した。 5 地 (建物敷地三反歩) 座郡 「験研究を開始した。 九一〇年にかけて、 のである。 は、 一一年にかけて、 (病虫・畜産・種芸二名・化学・園芸)という陣容に強化された。ついで、一九○八年二月には、試験場を保土ケ谷町帷子の地 藤沢町 一九〇二年、 0 また同じ一九〇八 (明治四十一) 年四月には、 町三 田 敷地の整備 やはり岡野欣之助の寄付で取得し、 町四反三畝内二毛作田八反三畝、 一九一四(大正三)年には、 一畝余の地に蚕業科 試験桑園 ·生徒実習園· 事務所建設・果樹植付を行い、 (のちに蚕業部、 建物 蔬菜部も、本場から移転してきている。 畑二町八反九畝内蔬菜試験地七反二畝、 (本館の外伝習室・試験室・乾繭舎・堆肥舎等) 九一三年四月、 中郡吾妻村 九〇七年から移転工事に入り、 技師 (現在 一名・技手一名・助手一名・外に常備農夫数名という陣 神奈川県立原蚕種製造所となる) 二宮町) に園芸部分場設置が定まり、 果樹見本園六反八畝) さらに一九〇九(明治四十二) 一九〇八年二月竣工・移転を行 が整備され、 が設置 に移転した。 され 九 同年から 司 年四 年 年 から か つ ح 月 た

では一九一三年、 作場設置規程 見習生養成などを開始するなどの動きがみられた。 0 貧困とそれに基因する県会の消極的姿勢にもとづくものであった。 名を置 展示と応用試験、 こうした県農事試験場の整備強化とともに、一九○七−一九○九年にかけて施設が貧弱な郡農事試験場が廃止され 果樹模範栽培、 を作り、 郡農会が金目村片岡に模範園芸場 良種子の増殖などを行い、 郡農会が補助金を出し、 果樹苗木仕立配付、 また、 郡下三一六か所に五畝 蔬菜種子採取配布、 (圃場六反) 高座郡も、 を設立し、 しかし、三浦郡では、一九〇七(明治四十)年九月、郡農会試 九一〇年以降甘藷模範場を郡内数か所に設け 園芸生産物加工品製造、 ―一反ほどの試作地を設け、 郡農業技術員監督の下に技術員 園芸組合指導、 郡内重要作物の模範耕作法 名 講習· 農夫・農婦 (前述)、 た 実習会、 財 中郡 源 試験施行の可否若し可とせば其方法如何

地 具体策を協議 民指導活動に重点が傾いていた。 1) た。 場農 郡農事試験場の実施事項もこれに準ずるものであるが、 事 これをうけて、 役試 病虫等ニ関スル試験」 割 験 ・決定した。 県農事 省訓令二七号「府県農事試験場規程」)るため、 神奈川県農事試験場でも、 試験場は、 この内容を一九〇二 (明治三十五) 年についてみれば、 県と、 のほ 場内での各種試験に止まらず、 か、 県・郡農事試験場とは、 講話・ 種苗の配付など、 実施事項として、 講話 圃場設備が貧弱なため、 ・種苗の配付 その 郡農事試験場長会(協議会)を定期的に開き、 場外における農民指導活動も規定してい 「種類・ 「有益 選種· ナル試験成績ヲ普及セシメ」 報告の刊行 次のようなものであっ 耕耘・栽植 事実上は、 模範囲の設置などを行うとされ 肥培· 県農事試験場よりも 収穫· (明治二十七年農商 た 貯蔵 県下農事改良 (同場事務取扱規 層農

営者ノ 関スル件。 編製スル件、 方針如何。 山県農会技師。 〇四月二二一二五日。 、困難少カラサル傾アリ之ニ対シ如何ナル方針ヲ採ルヘキヤ。 二関スル件 団トシ巡回講話ヲナスノ可否如何 議題—県農試提案、 (前回よりの持越し議題) 七 知事諮問事項—— 農家副業ニ関スル件、 五 参加者—郡農事試験場長一一名。 各郡農事試験場ニ広面積ノ模範田ヲ設ケ其収支計算ヲ精査シテ公表スル可否如何、 水田二雑生セル水稗芟除ノ件、二 稲架乾燥法励行ノ件、 稲作及麦作改良法ヲ普及セシムル方法如何、 農家ニ奨励スヘキ模範堆積場ノ構造及経費ノ程度如何。 本県農事試験場ニ対スル希望如何、 (決議 「可トス」)。 昌谷県第四課長、 (県農会提案) 高橋県農事試験場長、 _ 九 農事奨励 第五回勧業博覧会出品ニ対スル件、 農事講習会ノ状況如何、 三 ノ為メ県庁勧業主任者県郡農事試験場員及県農 (三浦郡農試提案) 町村試作地ニ関スル件 平野属、 草柳・ 六 \equiv 各郡主要作物収支計算表ヲ 富樫県農事試験場技手、 農業労働者減少ヲ来シ経 耕地整理ヲ普及セシム _ O 四 農事調査ニ 下

普及せしむる方法如何。 知事諮問事項—— 議題—— 試作物調査方法の件、 米 ノ種類改良の方法如何、 共同購入及共同販売の実行策如何、 農家副業の状況如何、 \equiv Ξ 農作物病虫害の現況及び其駆除予防を 農具改良の方法如何 四

任じ、 ているように、 以上から明らかなように、 「実施に重要な役割を果たしている。また、例えば、水稗芟除につき「郡町村農会ヲシテ芟除規約ヲ設ケシメ……」と決議 補助金によって活動が定まる農会は、こうして国 系統農会と一体化して、農事改良策実施が図られている。 当時の農事試験場にあっては、 ―県の農事改良政策の実施機関となったのであった。 圃場試験は、 その活動 県知事・ **の** 郡長 部にすぎず、 町村長がそれぞれの段階の農会長に 場外活動 県の農事改良策

農事改良政策の展開

て遺憾」であるとして、 々進められ実際に適用すべき成績も少なくないのにかかわらず、「世間之を実地に施行して効果を挙たる者多からざるは極 農政の基調 明治三〇年代から大正初期にいたる農政の基調は、 集大成されている。 一四項目をあげて農会にその実施を求めたもので、 この諭達は、 これまで農事の改良増殖に関する試験研究が、 一九〇三(明治三十六)年十月、 農事改良における農事試験場と農会との関係が明 農事試験場その他の機 農商務省の農会 の 関で着 諭 達 8 K

との論達一四項は次の通りで、 神奈川県下でもその多くはすでに実施の努力が始められてい

示されている。

栽培、 大麦種子の塩水選、 夏秋蚕用桑園の特設、 麦黒穂の予防、 堆肥の改良、 短冊形共同苗代、 良種農具の普及、 通し苗代の廃止、 牛馬耕の実施、 稲苗の正条植、 家禽の飼養、 耕地整理の施行、 重要作物・果樹・蚕種等良種の繁殖、 産業組合の設立。 右のうち最初 良種牧草の

の五項目は、とくに、 「市町村農会に於て規定を設け会員をして挙て之を実行を期すべし」とされた。

神奈川県の、 この時期における農事改良策も、すべて基本的には右論達の内容に沿って実施された。 実施の方法は、県(および県

表 3-51 神奈川県における農事改良の主要措置 (1897-1916年)

	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
年 次	事項
1897	町村農会苗代品評会準則・町村農会麦作品評会準則を定める
	害虫駆除予防法施行規則を定める
1899	稲作品評会準則を定める〔肥料取締法・農会法・耕地整理法公布〕
1900	農事試験場補助規程・郡農事試験場規程を定める〔産業組合法公布〕
1901	稲作改良奨励方を訓令(塩水選・短冊苗代・定規植),農事講習会規程を
	定める
1902	高座郡立蚕業講習所を大和村に開設 (1903年開業)
	県農会に嘱託技術員を置き養蚕奨励を担当させる
	津久井郡蚕業学校を三ケ木村に設置
	県農試 保土ケ谷試験地を設定
1903	神奈川蚕種業同業組合創立(事務所は愛甲郡厚木町)〔農商務省農会に
	「農事の改良増殖に関する論達」〕
1904	県農会に養蚕専任の技術員を置く
	煙草専売法公布にともない専売局秦野試験場開設
1905	共同苗代設置奨励の件訓令
1906	県に蚕業技術員を置く、県は耕地整理事業を県農会に委託施行させる
	(神奈川県農会・郡農会補助金交付規定を定める)
	害虫駆除予防法施行規則改正(1920年改正)
1907	県農試 養育科(のち畜産科) 開設
	神奈川県立農事試験場規則, 同処務規則, 同分析規則
	県農会に養蚕奨励指定補助を行う(神奈川県農会・郡市農会奨励規則を
	定める),産業組合法施行細則・取扱手続を定める
	高座・中郡農会,大日本麦酒株式会社とゴールデンメロンの共同取引を
	約定
1908	共同乾繭所設置補助規則(1916年で打ち切り)
	高座郡養蚕技術員を常置
	県農試 保土ケ谷試験地へ移転
	県農試 中郡吾妻村二宮に園芸部設置
	種苗・種禽・種兎・種豚払下規則を定む
1909	都筑郡に養蚕技術員を常置
	厚木町に蚕病予防事務所を設置
	県農試 藤沢町に蚕業科を設置,また,病理昆虫科を設置
1910	神奈川県農事試験場蚕業講習及研究科規則を定める
	県農試に蚕業部設置
	県の常置蚕業技術員を製糸奨励専任とする
	平塚町に県立桑苗養成所を設置(1917年廃止)し桑園改良のため技術員
	を置く(1918年から県庁勤務)
	種牡豚種付規定を定める
	神奈川県製糸同業組合創立

蚕種統一調查会設置

(本年度から県は県農会に補助金を交付し養蚕組合設立を奨励)

- 1911 神奈川県蚕業取締所規程,蚕糸業法施行手続,蚕種配付規則を制定 県下5か所に採種圃を置き,米麦優良種子を配布する
- 1912 厚木町蚕業予防事務所を蚕業取締所と改称 神奈川県地方種繭審査会を設置,神奈川県農務課に園芸奨励官を置く 病虫害予防委員規程を定める

県農試蚕業部で第1回製糸講習会を開く(以後年1回開催) (本年度から県は郡農会に補助金を交付し郡蚕業技術員設置を奨励)

県農試 耕種模範耕作地を本郷村笹岡、金目村南金目に設置(年間収支 も調査)

- 1913 県農試 蚕業部は県原蚕種製造所として分離し、原蚕種の配布に着手 米麦の病虫害予防に関する件を告論(1914年廃止) 大日本蚕糸会神奈川支会創立、相川蜜柑同業組合創立
- 1914 病虫害予防委員規程を定める(1920年改正) 津久井郡日連村に蚕業取締所臨時出張所を置く
- 1915 中郡吾妻村・二ノ宮村・津久井郡中野村に蚕業取締所の支所を置く 稲架乾燥督励に関する件の通牒を発する
- 1916 県養蚕組合設置奨励規則を定める 病虫害予防奨励規則を定める 稲草抜取奨励に関する件の通牒を発する
- 注 大正10年『神奈川県普通農事要覧』, 大正12年『神奈川県之蚕糸業」, 昭和30年『神奈川県 農事試験場史』その他から作成。() は全国事項。

と表三ー 総 示 15 会 政 地 12 上 を作 事 が あ 等 会 機 強 を与 奨励 通 試 県 り、 で 構 0 郡 織 験場) 牒) 実施 施 自 1 実 評 は 0 えら 五 5 施 農 金 町 を 議 種 ようとい 双 を 農 方法 方を通 0 民 を 村 員 促 一のごとくになる。 0 K 」は、 発 会 経 5 農会を通 具 会 が 0 農 郡 つお などが 体案を決定 な 験 5 0 L 会 令 特 5 講 か 10 郡 た。 るよび 達 ま 意 色 É 5 話 農 郡 とろう 会長 県 (告諭 た 見 会 農 は 農 Ų 0 郡 K で 各 民 会 農 よっ た主 事試 ح 講 K Ŀ 農 L 協 郡 補 あ 種 民に 議会 から規 0 農事改良 0 農 農 町 習会などで 助 5 験 一要措 て自 つ、 事改良 ح 時 村農 会 金 告 た。 場 実行 0 期 t, 訓 奨励. 他 置 主 則 随 郡 会という系統 その を強制 令 的 を強制 時 農 を年表 0 町 ح **區事改** 啓 実施 県 K 事 規 れ 金 村 令 た で交付 0 行 蒙 程 各 試 K 8 年 で示 はう する点 応じ を農 良 動 種 験 達 K 、う行 する 場会 0 補 K 0 規 7 助 告 民

なる補助金交付に応じ、 県農会は、 種々の補助金交付規程等を随時定めているが、 徒らに煩雑となるので省略した。

業は、 営にあたっては、 株式会社と特約して共同販売をすることになったのは えられた事項である。 宜」に適したことであるとした。そして、一九○六−一九○八年度の三か年間に県・郡農会がなすべき事業を大要表三− 其の実功」があらわれているが、 郡農会長が郡長なのであるから、 も収益多からしむべき有効なる経済的の施設が未だ振作せられざるは甚だ遺憾」であるとする。 農日 露戦後の 主に米麦耕種方法の改良とその収穫増加とを目的としたものであっ 良 行い、 農業の商品経済的発展、なかでもそのための農業諸団体(産業組合その他) 九〇六(明治三十九)年二月十五日、 「協定」をみた(『神奈川県農会報』第二八号)。このうち、 一九〇七(明治四十)年、 日露戦後経営にあたって、 実質は郡長会議と変わらない)。それによれば、 農業の商品経済的発展については考慮されることなく、 高座・中郡農会が、 県農会のとるべき方針を披歴した(なお、 県庁内で開かれた郡農会長協議会で、 (表三-五二)、 郡内で生産されるゴールデンメロン種の大麦を大日本 この種事業の主な成果の一つであった。 た。 「農業組合を奨励する」 日露戦争終結までの県下農会が実施 それによって農業生産の増大については 「要するに増殖したる農産物をして、 の成立を助成することが、「最も機 との会議は、 県農会長周布公平は一 事業が、 よって、 県農会長が県知事であり、 日露 日露戦争の戦 経営 場の 五 た 加 事

際に 岐 改良ノ模範ヲ示スコト」 日 鎌 地整理の 捗 程にのぼったのは、 高座 川県では、一八九五 ・三浦・大住・淘綾・足柄上・足柄下・ 前述した一九〇六 (明治三十九)―一九〇八年度の農事改良事業の一つの柱となっている耕地整理事業は、 が掲げられている。 一八九九 (明治三十二) 年耕地整理法公布の二年後であった。 (明治二十八) 年郡農会創設の際すでに実施の意図が示されていた。すなわち、 いずれも同文であることから県の指導によるものと思われる。 愛甲の諸郡農会規則には、 郡農会の施行すべき事項の 一九〇一年十月に開かれた郡農会長 しかし、 K 同年の 耕地 そ れ 久良 神奈 が 実

表 3-52 1906 (明治39)-1908年度 県・郡農会実施協定事項

棚 のの 地をす 単角 なの 投 の	業 細 目 を契励する 民の養成 民の養成 民の養成 民の養成 民の養成 民の養成 民の養成 で、	事業集態の 県立農業学校の設立を図る 県立農業学校の設立を図る 県立農業学校の設立を図る 県立農業学校の設立を図る 県立農業学校の設立を図る 県が措置しない間は、事業の調査・設計・工事監督をする 県が措置しない間は、地区調査等を行い、発起を勧誘する 県が措置しない間は、地区調査等を行い、発起を勧誘する	方 法 郡 農 会 主任職員の常置を則村農会に勧誘する 職機巡回指示・町村農会経費に補助金交付 町村農会総会の時講話会を開き講師を派遣 農事(董業)講習会を開く 農事(董業)講習会を開く と 数都農会連合して甲種農事講習会を開く を 都農友会の事業に補助金交付 地区を選定し、事業の発起を勧誘する 区域を選定し、発起を勧誘する 区域を選定し、発起を勧誘する 区域を選定し、発起を勧誘する
6	_	AND THE PROPERTY OF THE PROPER	可能ではなり、方面で影響
	改良増産・	補助金交付・町村農会の会員に賞状授与・臨機監督員が巡回レニナ。	補助金交付・町村巡回指 産品評会を開く。模範共
	栽培の実行を指導奨励する	回指示する	産品評会を開く。模範共同選選定し、これを誘導助成する
業 奨 励 蚕室・	蚕室・蚕具・育蚕方法の改良指導・蚕病の消毒	補助金交付・巡回指示	各町村を巡回指示
特約売	特約売買取引を促す	補助金交付	特約店を選定しその取引を助成する
共同壳	共同売買取引を促す	補助金交付	取引を助成する
業組合を 肥料等	肥料等の共同購入を助成する		
励 する 農村移		→ 補助金券付	地区を選定し、その重立った者と語り適当の
,	日香井 一种	相则重义门	方法を立て、その成功を期す
良を助成する	農村移出物産の販路拡張・生産増加・品種以 良を助成する		

注 『神奈川県農会報』第28号より作成。 その他農事統計作成・会報発行・調査視察旅行実施等については省略した。

表3-53 神奈川県における耕地整理の進行 (1913-大正2-年までに工事完了の分)

(1010)(III -	1 0		,,,
耕地整理地区名	地 区 内 耕地面積	工事着手年 月日	工事完了 年 月 日
高座郡藤沢町(旧明治村)大庭	町 5.4	明治 35. 2.26	明治 37. 6.15
橘樹郡保土ケ谷町帷子	22.3	36. 12. 26	37. 6.15
中郡豊田村	41.3	36. 12. 30	37. 5. 5
足柄下郡豊川村・上府中村連合	56. 4	37. 1.30	39. 5.23
愛甲郡南毛利村・厚木町連合	233. 2	37.12. 3	38. 10. 15
中郡金田村寺田繩	36. 4	38. 1.30	39. 3. 8
中郡金田村入野長持	40.3	38. 4.15	39. 6.11
横浜市岡野町	13.8	39. 5.18	42. 12. 24
都筑郡都田村	78. 7	39. 8.25	44. 12. 21
鎌倉郡戸塚町外3か村連合	226. 5	40. 1.15	43. 6.20
橘樹郡保土ケ谷町帷子第二	11.8	42. 2.21	43. 6.20
高座郡大沢村大島	8. 1	42. 10. 12	43. 2.10
津久井郡日連村	7.7	42. 10. 15	42. 12. 18
愛甲郡及川村	22. 7	43.12. 8	44. 3.28
足柄下郡下曽我村外2か村連合	48. 7	44. 2.10	44. 8.30 大正
足柄下郡足柄村第一	46. 1	44. 2.25	1. 9. 21 明治
愛甲郡依知村第一	21.7	44. 2.26	45. 5. 7 大正
足柄下郡足柄村第二	28. 9	44. 5. 2	1. 8. 18
中郡土沢村第一	20. 5	44. 4.30	2. 5.25
足柄下郡足柄村第三	27. 7	44. 6. 8 大正	2. 8.10
中郡大野村中原	24. 3	1. 8. 26	2. 8.20
高座郡田名村第一	17. 9	2. 1.21	2. 5. 15

地

整理の結果、

旧

耕

田

五

反

畑三反六畝余、

計地

五町

四町

反七

注 『神奈川県統計書』より作成

平均 大された。 り、二反五畝二七歩の増歩となり、 5 た ·田二畝六歩、 步 が、 筆 が、 田 これが本県での 五町 七畝 七反 畑 = 畝 \equiv 一歩余に拡 畝 三歩で 耕地 ٤ な

二日 盛大に竣工式が 他県会議員 県農事試験場長 可を得て、 四月五 には県知事 二十六日工 日竣成をみた。 郡村吏を招待して、 行 われた。 県農会役員その 書記官·参事官 事 K 同月十 ح 着 0 耕 手 同年十二月十八日耕地整理 の発起認可を申請し、 九〇二年一月二十七日農商務大臣の認可を得、 二月三日施 行認 可

を申請

同月二十五日知事

Ó

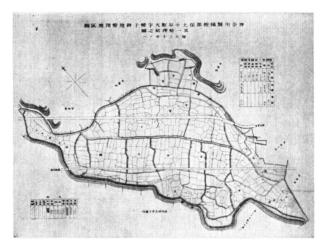
定され、

農会が)

執 議

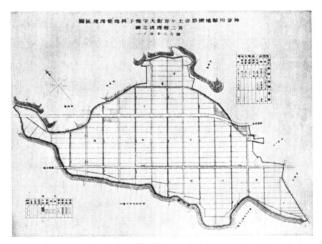
ル 題 コ 0 ٢ K \equiv 耕地 補 助金ヲ交付スル 整 펄 グ奨励 二関 コト ス ル 件 を定めたが、 をとりあげ その模範 模範 地に 整理 高 座郡 ヲナス 明治村 コト、 (のち藤沢町に入る) 設計 ヨリ監督マ 大庭字広池が テノ労ヲ

737



耕地整理前 (保土ケ谷町帷子)

『神奈川県農会報』第号22より



そ 6)

0 K た

後の

事業拡大は必ず

実現をみなか

2

た。

5

顕著とはいえず、

耕地整理後 (保土ケ谷町帷子)

2

ている

九〇六一一九〇八年度で

着手は三か所に止ま

『神奈川県農会報』第22号より

保土ケ谷町帷子で、

それ めら

田

中

郡 豊

田 村

橘樹

郡

ぞれ

画

設計、

が進

れ

が 企

泥龜新田ではつ

九〇九 地 整理法 0 大幅改正

(明治四十二) (表三-五三)。

年

よる乾田二毛作化と肥培運搬の便利化等が目標とされ、

0

ように

(前掲

「村是調査書」)、

馬耕普及を意図してはい

な

か 2 た。 X 画 化

整理 して

K 6)

よる水田

の増大、

溝渠道路整備

当事者は、

主に土地所有者にとっての利益を強調していた。

になると、 例 が ~示す

かえって事業は小規模なも

のが多くなり、

整

理実施面

積の増大は鈍

る。 これ

うらの 面 積 耕

地

整理

は

中

郡

豊

田

村

耕 後

理の で久良岐郡金沢村泥 第一 着である。 龜 つ 11 新

738

表 3-54 1913 (大正 2), 14年 中郡農会奨励費支出予算額

1913年	1914年
200円	100
81	150
180	200
_	100
100	100
21	21
_	60
60	30
_	324
642	1,085
	200 ^H 81 180 — 100 21 — 60

注 『神奈川県中郡報』第6号より作成

\$

のは

メ之ニ対シ金銭又ハ学用品ヲ交付」するもので、他に麦奴予防

ノ下ニ稲苗代期ニ於テ害虫ヲ駆除

項

ノ採取」の奨励と、穀倉害虫駆除を実行した時に支出された。これにつ

のうち最大額を占めるのは、 四年でも、 多様であるが、 Ŧi. 励費は、 実施状況 共同苗代の 項目が 「小学校生徒ヲシテ教員監督 その項目は増加の傾向にあった 六―九項を数え、うち三項目が全国共通の普通農事関係、三― 日露戦後期に特徴的な商品経済発展に対応する農事改良への奨 普通農事改良事項の金額を下回ってい その奨励金額は僅少であった。 ができる。 一九一三(大正二)、 病虫害駆除予防奨励費であるが、その主 (表三-五四)。 それが増額された一九 る。 四年の中郡農会支出奨 普通農事改良事 しかし、 項目は

水田における農事改良に力を注いだことの結果なのであって、むしろ、 ずしも立ち遅 本県の農政が国 は神奈川県が畑作県であるにもかかわらず、 以上の本県での耕地整理の進捗状況は、 れてはい 「の農政にたいして自主性を欠いていることの証左にほ ない (『日本農業発達史』第四巻二二八ページ)。 それ 当時の農政の方針に従って 全国的にみて、 か

ならなかった。

この傾向は、

また、

共同苗代の奨励についてもみること

· 「稲

枯